

令和 6 年度第 1 回 鳥取県道路メンテナンス会議

日時：令和 6 年 9 月 5 日（木）

13：30～15：30

場所：鳥取県中部総合事務所

第 201・202 会議室

議 事 次 第

○ 開 会

○ 挨 拶

○ 議 事

資料ページ

1. 規約改正

P 1 ～P2

2. 道路メンテナンス会議年間スケジュール

P3

3. 自治体支援の取組

P4

4. 2 巡目点検の結果

P5～P12

5. 連絡調整

別冊

○ 閉 会

鳥取県道路メンテナンス会議 規約（改正案）

（名 称）

第1条 本会議は、「鳥取県道路メンテナンス会議」（以下「会議」という。）と称する。

（目 的）

第2条 会議は、道路法（昭和27年法律第180号）第28条の2に規定の「協議会」に位置付けるものとし、鳥取県内の道路管理を計画的、効率的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整等を行うことにより、道路施設等の予防保全・老朽化対策の強化等を図ることを目的とする。

（審議事項）

第3条 会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について審議する。

- 一 道路施設の維持管理等に係る情報共有・情報発信に関すること。
- 二 道路施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関すること。
- 三 道路施設の技術基準類、健全性の診断、技術的支援等に関すること。
- 四 その他道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項

（組 織）

第4条 会議は、別表1に掲げる、鳥取県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者等で組織する。

2 会議には、会長及び副会長3名を置くものとし、会長は国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所長、副会長は国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所長、鳥取県県土整備部道路局道路企画課長及び西日本高速道路株式会社中国支社米子高速道路事務所長とする。

3 会長に事故等あるときは、副会長がその職務を代行する。

4 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため、専門部会を設置することができる。

5 会議には、高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者の代表者からなる幹事会を置くものとし、構成は別表2のとおりとする。

6 道路施設等の不具合発生時等における技術的な助言、専門的な研究機関等への技術相談の窓口を国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所に置く。

（会議の運営）

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集し、運営する。

2 会議には、必要に応じて、会長が指名する者の出席を求めることができる。

（幹事会）

第6条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、次の事項について調整する。

- 一 会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整に関すること。
- 二 会議における審議議題の調整に関すること。
- 三 その他会議の運営に際し必要となる事項の調整に関すること。

（事務局）

第7条 会議の事務局は、国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所道路管理第二課、鳥取県県土整備部道路局道路企画課及び西日本高速道路株式会社中国支社米子高速道路事務所に置く。

（規約の改正）

第8条 本規約の改正等は、会議の審議・承認を得て行う。

（その他）

第9条 本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定める。

（附 則）

- ・本規約は、平成26年5月19日から施行する。
- ・平成28年 7月13日 改正（第4条、第7条、別表1、別表2）
- ・平成29年 8月17日 改正（第4条5、別表2）
- ・令和 元年 7月29日 改正（別表1、別表2）
- ・令和 2年 3月19日 改正（別表1、別表2）
- ・令和 3年 8月31日 改正（別表1、別表2）
- ・令和 5年 9月12日 改正（第4条2、第7条、別表1、別表2）
- ・令和 6年 9月 5日 改正（別表1、別表2）

別表1

鳥取県道路メンテナンス会議 名簿

6年9月5日現在

	所 属	役 職
会 長	国土交通省中国地方整備局	鳥取河川国道事務所長
副会長	国土交通省中国地方整備局	倉吉河川国道事務所長
副会長	鳥取県県土整備部道路局	道路企画課長
副会長	西日本高速道路株式会社中国支社	米子高速道路事務所長
	鳥取市	都市整備部長
	米子市	都市整備部長
	倉吉市	建設部長
	境港市	建設部長
	岩美町	建設水道課長
	若桜町	地域整備課長
	智頭町	地域整備課長
	八頭町	建設課長
	三朝町	建設水道 参事 (課長⇒参事に変更)
	湯梨浜町	建設水道課長
	琴浦町	建設住宅課長
	北栄町	地域整備課長
	日吉津村	建設産業課長
	大山町	建設課長
	南部町	建設課長
	伯耆町	地域整備課長
	日南町	建設課長
	日野町	建設水道課長
	江府町	産業建設課長
	国土交通省中国地方整備局 中国技術事務所	事務所長
	国土交通省中国地方整備局 中国道路メンテナンスセンター	センター長
	公益財団法人鳥取県建設技術センター	代表理事
オブザーバー	国土交通省中国地方整備局 道路部	地域道路調整官
	国土交通省中国地方整備局 道路部	道路保全企画官
事務局	国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所	道路管理第二課
	鳥取県県土整備部 道路局 道路企画課	
	西日本高速道路株式会社中国支社 米子高速道路事務所	統括課

別表2

鳥取県道路メンテナンス会議 幹事会名簿

6年9月5日現在

	所 属	役 職
幹事長	国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所	副所長
副幹事長	国土交通省中国地方整備局 倉吉河川国道事務所	副所長
副幹事長	鳥取県県土整備部道路局道路企画課	課長補佐
副幹事長	西日本高速道路株式会社 中国支社米子高速道路事務所	副所長
	鳥取市都市整備部道路課	課長
	米子市都市整備部都市整備課	課長
	倉吉市建設部建設課	課長
	境港市建設部管理課	課長
	岩美町建設水道課	係長
	若桜町地域整備課	課長補佐
	智頭町地域整備課	課長補佐
	八頭町建設課	係長
	三朝町建設水道課	主査(課長補佐⇒主査に変更)
	湯梨浜町建設水道課	課長補佐
	琴浦町建設住宅課	課長補佐
	北栄町地域整備課地域整備室	室長
	日吉津村建設産業課	課長補佐
	大山町建設課	課長補佐
	南部町建設課	課長補佐
	伯耆町地域整備課環境整備室	室長
	日南町建設課基盤整備室	室長
	日野町建設水道課	副主幹(主査⇒副主幹に変更)
	江府町産業建設課	主任
	国土交通省中国地方整備局 中国技術事務所	副所長
	国土交通省中国地方整備局 中国道路メンテナンスセンター	技術課長
	公益財団法人鳥取県建設技術センター建設支援課	課長
オブザーバー	国土交通省中国地方整備局 道路部	地域道路課長
	国土交通省中国地方整備局 道路部	道路構造保全官
事務局	国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所	道路管理第二課
	鳥取県県土整備部 道路局 道路企画課	
	西日本高速道路株式会社中国支社 米子高速道路事務所	統括課

令和6年度 鳥取県道路メンテナンス会議年間スケジュール

道路の維持又は修繕の実施状況に関する調査（77条調査）

点検データ等登録システム 更新作業

- ・令和5年度 点検実施（診断）及び修繕実施の確定
- ・令和6年度 点検及び修繕計画の確定

会議等名称	開催 会場	参加者他	主催	内容等
鳥取県新点検要領説明会 ・ 実習会	6月6日 鳥取県中部総合事務所	国・県・市町村・ネクスコ・（公財）鳥取県建設技術センター・コンサル担当者 （86名参加）	鳥取県道路メンテナンス会議	・点検要領改定に伴う説明会 ・実際に橋梁での点検の実習、勉強会
第1回鳥取県道路メンテナンス会議・ （同時開催）鳥取県跨道橋連絡会議	令和6年9月5日 鳥取県中部総合事務所	国・県・市町村・ネクスコ・（公財）鳥取県建設技術センター	鳥取県道路メンテナンス会議	・令和5年度の点検結果、修繕実施状況 ・令和6年度自治体技術支援（活動予定） ・課題の共有、連絡調整 など
8月26日 メンテナンス年表の公表				
第2回鳥取県道路メンテナンス会議 （実務担当者予定）	11月～12月予定 場所：未定	国・県・市町村・ネクスコ・（公財）鳥取県建設技術センター	鳥取県道路メンテナンス会議	・令和6年度点検進捗状況 ・課題の解消に向けた意見交換 など
第3回鳥取県道路メンテナンス会議・ （同時開催）鳥取県鉄道連絡会議	2月～3月予定 場所：未定	国・県・市町村・ネクスコ・（公財）鳥取県建設技術センター	鳥取県道路メンテナンス会議	・令和6年度の点検計画 ・令和5年度自治体技術支援（活動報告） ・直轄診断箇所の推薦 など

講習会等名称	開催 会場	参加者他	主催	内容等
トンネル点検勉強会	10月11日 国道53号 智頭トンネル	鳥取河川国道事務所職員 鳥取県東部の県、市町の職員	鳥取河川国道事務所	・実際にトンネルでの点検の実習、勉強会
トンネル点検勉強会（座学）	10月24日予定 鳥取工業高校	鳥取工業高校生徒	鳥取河川国道事務所	・座学によるトンネル点検勉強会 ・点検新技術の紹介

令和6年度 鳥取県道路メンテナンス会議等主催の講習会等

令和6年度の点検等技術向上支援(講習会等)

○令和5年度と同様に、自治体職員及び直轄職員の知識・技術力向上を目的に、各講習会等実施予定。

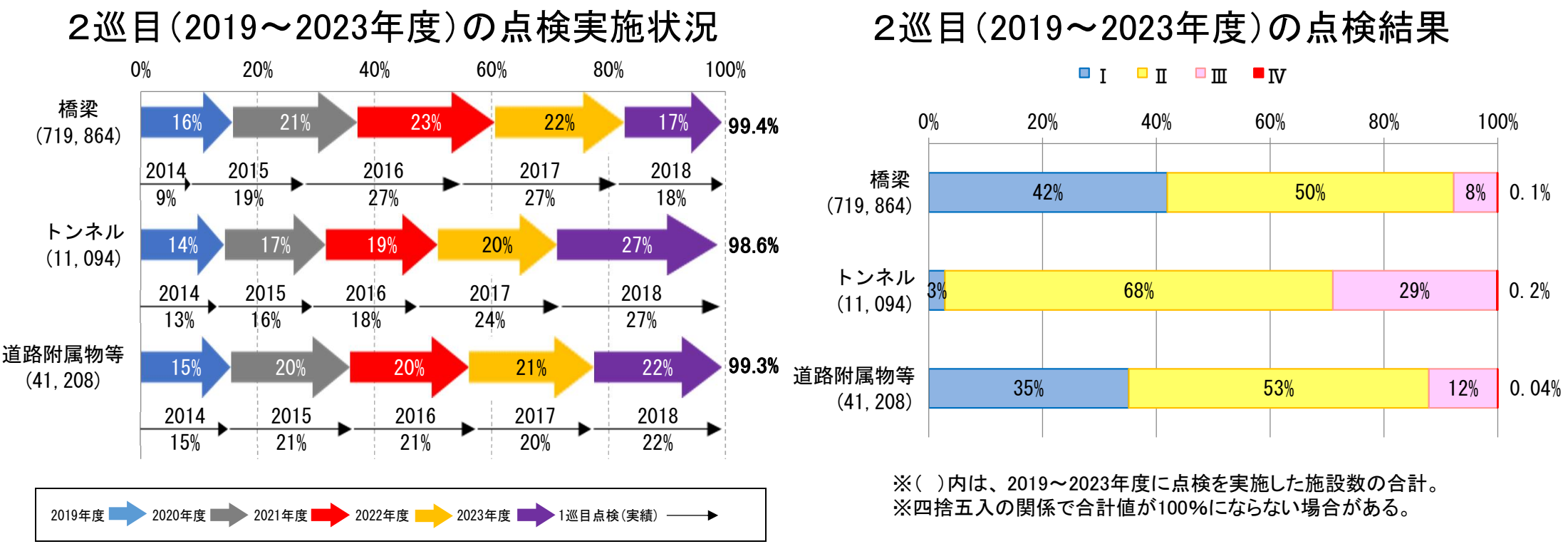
講習会等名称	開催時期	参加者他	主催
「パネル展示」による道路施設の老朽化対策PR	令和5年度 (※H30.4.27～継続実施)	各公共施設等	鳥取県道路メンテナンス会議
＜直営点検関連＞橋梁合同点検（市町村支援） ＜直営点検関連＞橋梁健全性判定会議（市町村支援）	9月～1月頃 ※場所(県内5事務所)	国・県・市町村の 担当者	鳥取県道路メンテナンス会議
＜直営点検関連＞橋梁健全性再判定会議（市町村支援）	2月中旬頃 ※場所(県庁)	国・県・市町村の 担当者 コンサル	鳥取県道路メンテナンス会議

講習会等名称	内容	開催時期	参加者他	主催
道路構造物の維持管理	舗装・道路付属物・トンネル	8月1日	139名	鳥取県建設技術センター
橋梁点検と補修計画	点検及び補修計画策定時の留意点	9月6日予定	約110人	鳥取県建設技術センター
橋梁維持補修（PC橋）	橋梁維持補修の現状 施工上の留意点	12月3日予定	約80名	鳥取県建設技術センター
橋梁維持補修（鋼橋）	橋梁維持補修の現状 施工上の留意点	9月19日	約100名	鳥取県建設技術センター
橋梁点検実習	定期点検のポイント、留意点 現地での実習、点検調書の作成と診断	11月調整中	約20名	鳥取県建設技術センター

※日程は変更となる場合があります

- 全道路管理者の2巡目(2019～2023年度)の点検実施状況は、橋梁:99.4%、トンネル:98.6%、道路附属物等※:99.3%と、概ね100%となっている。

○ 全道路管理者の2019～2023年度の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態(判定区分Ⅲ・Ⅳ)の割合は、橋梁:8%、トンネル:29%、道路附属物等:12%
- ※道路附属物等:シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等



判定区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

1巡目点検で判定区分Ⅲ、Ⅳの橋梁の修繕等措置の実施状況

- 1巡目(2014年度～2018年度)の点検で早期に措置を講ずべき状態(区分Ⅲ)又は緊急に措置を講ずべき状態(区分Ⅳ)と判定された橋梁のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2023年度末時点で国土交通省:100%、高速道路会社:100%、地方公共団体:83%、完了した割合は、国土交通省:82%、高速道路会社:85%、地方公共団体:66%
- 判定区分Ⅲ・Ⅳである橋梁は次回点検まで(5年以内)に措置を講ずべきとしているが、地方公共団体において5年以上経過していても措置に着手できていない橋梁は約2割ある。

管理者	措置が必要な 施設数(A)	措置に着手済 の施設数(B)	うち完了(C)	未着手 施設数	2023年度末時点 措置着手率(B/A)、措置完了率(C/A)						(参考)2022年度末時点		
					点検年度	0%	20%	40%	60%	80%	100%	措置に着手済 の施設数	うち完了
国土交通省	3,340	3,340 (100%)	2,724 (82%)	0 (0%)	2014	95%100%						3,283 (98%)	2,254 (67%)
					2015	90%100%							
					2016	83%100%							
					2017	78%100%							
					2018	65%100%							
高速道路会社	2,532	2,532 (100%)	2,164 (85%)	0 (0%)	2014	88%100%						2,352 (93%)	1,893 (75%)
					2015	93%100%							
					2016	87%100%							
					2017	90%100%							
					2018	74%100%							
地方公共団体	60,482	50,129 (83%)	39,688 (66%)	10,353 (17%)	2014	80%90%						41,868 (68%)	32,188 (53%)
					2015	72%87%							
					2016	67%83%							
					2017	57%77%							
					2018	54%79%							
					2014	87%97%							
					2015	79%95%							
					2016	72%91%							
					2017	62%87%							
					2018	63%92%							
					2014	75%85%							
					2015	69%84%							
					2016	64%80%							
					2017	55%73%							
					2018	49%70%							
都道府県 政令市等	19,814	18,238 (92%)	14,298 (72%)	1,576 (8%)		67%84%						16,697 (83%)	12,420 (62%)
市区町村	40,668	31,891 (78%)	25,390 (62%)	8,777 (22%)	2014	75%85%						25,171 (61%)	19,812 (48%)
					2015	69%84%							
					2016	64%80%							
					2017	55%73%							
					2018	49%70%							
合計	66,354	56,001(84%)	44,576(67%)	10,353(16%)		67%84%						47,503(71%)	36,335(54%)

↑: 2023年度末時点で次回点検までの修繕等措置の実施を考慮した場合に想定されるペース

完了済

着手済

2014年度点検実施(9年経過):100%、2015年度点検実施(8年経過):100%、2016年度点検実施(7年経過):100%、2017年度点検実施(6年経過):100%、2018年度点検実施(5年経過):100%

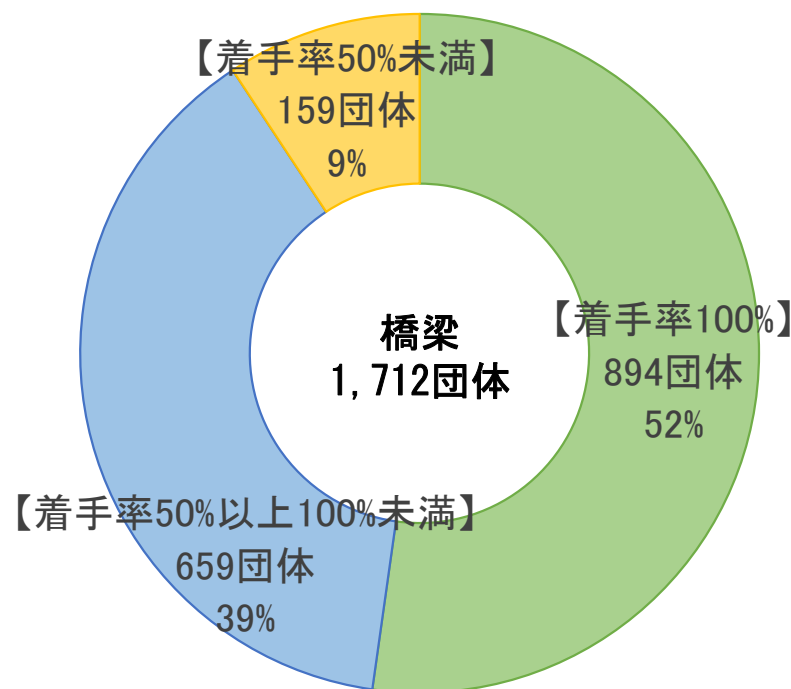
6

2

1巡目点検(2014-18)の実施施設(橋梁)に対する地方公共団体の修繕等措置の着手状況

- 1巡目点検(2014-2018年度)において早期に措置を講ずべき状態(区分Ⅲ)又は緊急に措置を講ずべき状態(区分Ⅳ)と判定された橋梁に着手した割合は、地方公共団体によって差があり、
1巡目点検で区分Ⅲ又はⅣと判定された施設を管理している1,712団体のうち、
- ・ 着手率100%の地方公共団体が894団体(52%)ある一方で、
 - ・ 着手率50%以上100%未満が 659団体(39%)
 - ・ 着手率50%未満が 159団体(9%)
- であり、地方公共団体によって差がでてきている。

1巡目点検判定区分ⅢⅣ施設に対する修繕等措置の着手状況



※点検対象外等となり、現在、1巡目点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設を管理していない団体7除く。

国土交通省

1巡目点検で判定区分Ⅲ、Ⅳのトンネルの修繕等措置の実施状況

- 1巡目(2014年度～2018年度)の点検で早期に措置を講ずべき状態(区分Ⅲ)又は緊急に措置を講ずべき状態(区分Ⅳ)と判定されたトンネルのうち、修繕等の措置に着手した割合は、2023年度末時点で国土交通省:100%、高速道路会社:100%、地方公共団体:95%、完了した割合は、国土交通省:98%、高速道路会社:95%、地方公共団体:82%
- 判定区分Ⅲ・Ⅳである橋梁は次回点検まで(5年以内)に措置を講ずべきとしているが、地方公共団体において5年以上経過していても措置に着手できていないトンネルは約1割ある。

管理者	措置が必要な 施設数(A)	措置に着手済 の施設数(B)	うち完了(C)	未着手 施設数	点検年度	2023年度末時点 措置着手率(B/A)、措置完了率(C/A)						(参考)2022年度末時点		
						0%	20%	40%	60%	80%	100%	措置に着手済 の施設数	うち完了	
国土交通省	503	503 (100%)	494 (98%)	0 (0%)	2014				100%			100%	497 (99%)	451 (89%)
					2015				98%			100%		
					2016				97%			100%		
					2017				97%			100%		
					2018				100%			100%		
高速道路会社	692	692 (100%)	656 (95%)	0 (0%)	2014				97%			100%	687 (99%)	635 (92%)
					2015				98%			100%		
					2016				98%			100%		
					2017				89%			100%		
					2018				84%			100%		
地方公共団体	3,131	2,964 (95%)	2,566 (82%)	167 (5%)	2014				88%			94%	2,862 (91%)	2,246 (71%)
					2015				88%			97%		
					2016				89%			99%		
					2017				83%			96%		
					2018				71%			90%		
					2014				98%			100%		
					2015				90%			98%		
					2016				92%			99.6%		
					2017				90%			99.6%		
					2018				87%			99%		
都道府県 政令市等	2,315	2,299 (99%)	2,093 (90%)	16 (1%)	2014				67%			83%	2,296 (99%)	1,888 (81%)
					2015				70%			85%		
					2016				73%			94%		
					2017				54%			82%		
					2018				52%			78%		
市区町村	816	665 (81%)	473 (58%)	151 (19%)	2014				86%			96%	566 (69%)	358 (43%)
					2015									
					2016									
					2017									
					2018									
合計	4,326	4,159(96%)	3,716(86%)	167(4%)									4,046(93%)	3,332(77%)

↑: 2023年度末時点で次回点検までの修繕等措置の実施を考慮した場合に想定されるペース

完了済 着手済

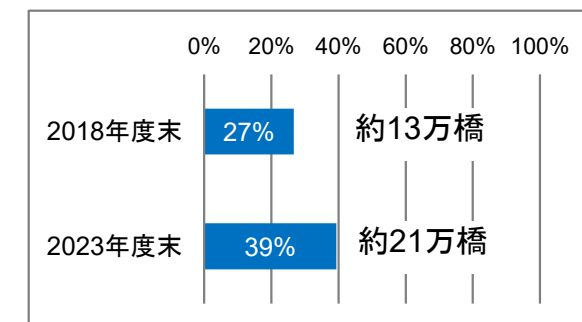
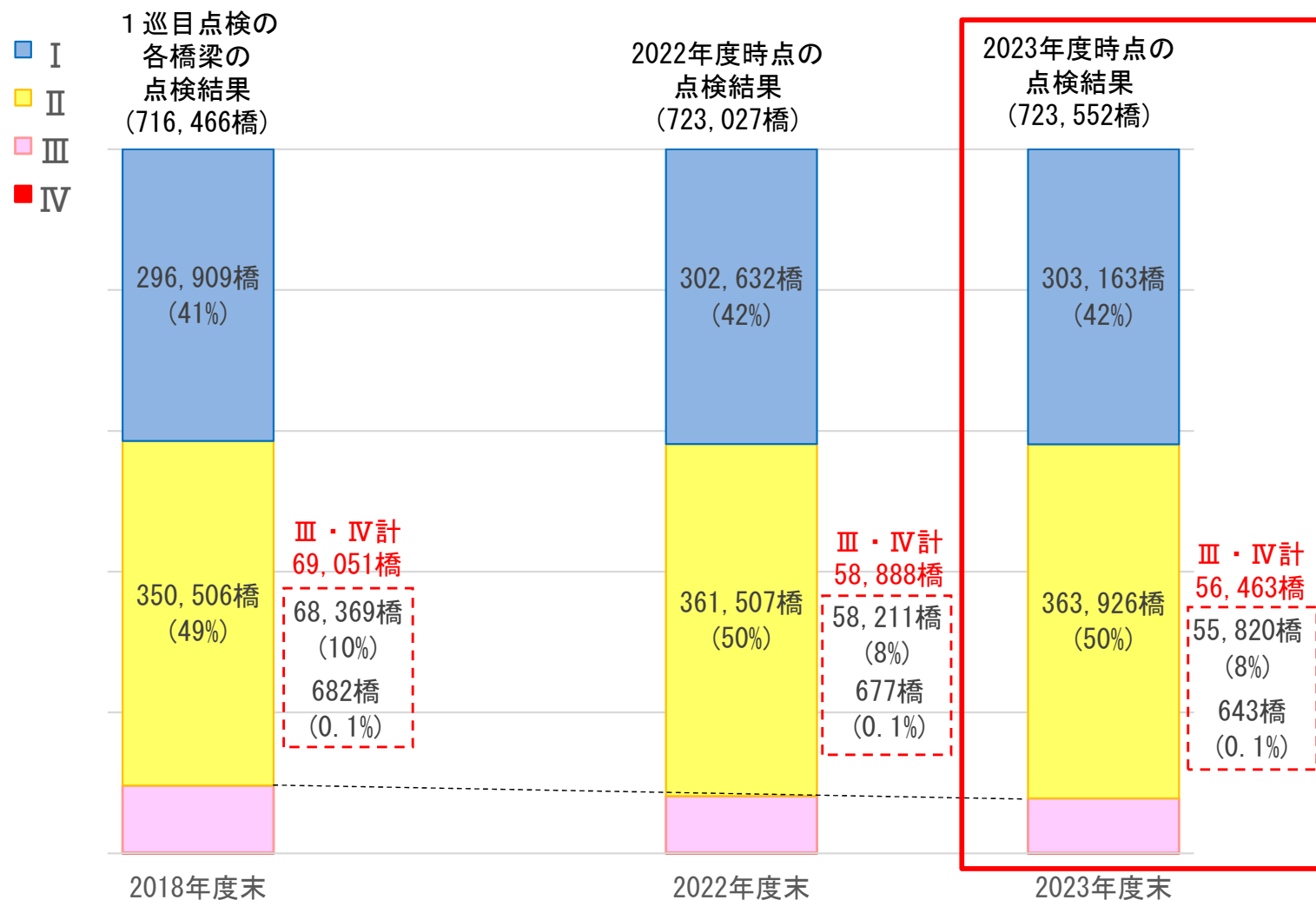
2014年度点検実施(9年経過):100%、2015年度点検実施(8年経過):100%、2016年度点検実施(7年経過):100%、2017年度点検実施(6年経過):100%、2018年度点検実施(5年経過):100%

8

4

2023年度末時点での橋梁の判定区分毎の施設数と割合

- 2023年度末時点での点検結果では判定区分の割合は、Ⅰ：42%、Ⅱ：50%、Ⅲ：8%、Ⅳ：0.1%であり、修繕等が必要な判定区分Ⅲ・Ⅳの橋梁は56,464橋であった。
- 1巡目点検終了時点と比較すると建設後50年以上経過した橋梁数は増加している一方で、年々判定区分Ⅲ・Ⅳの橋梁数は着実に減少している。

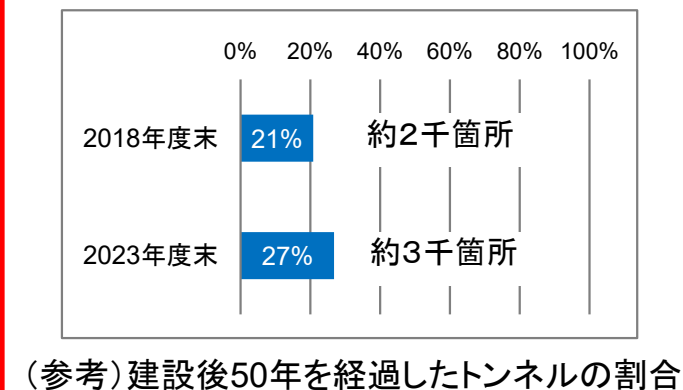
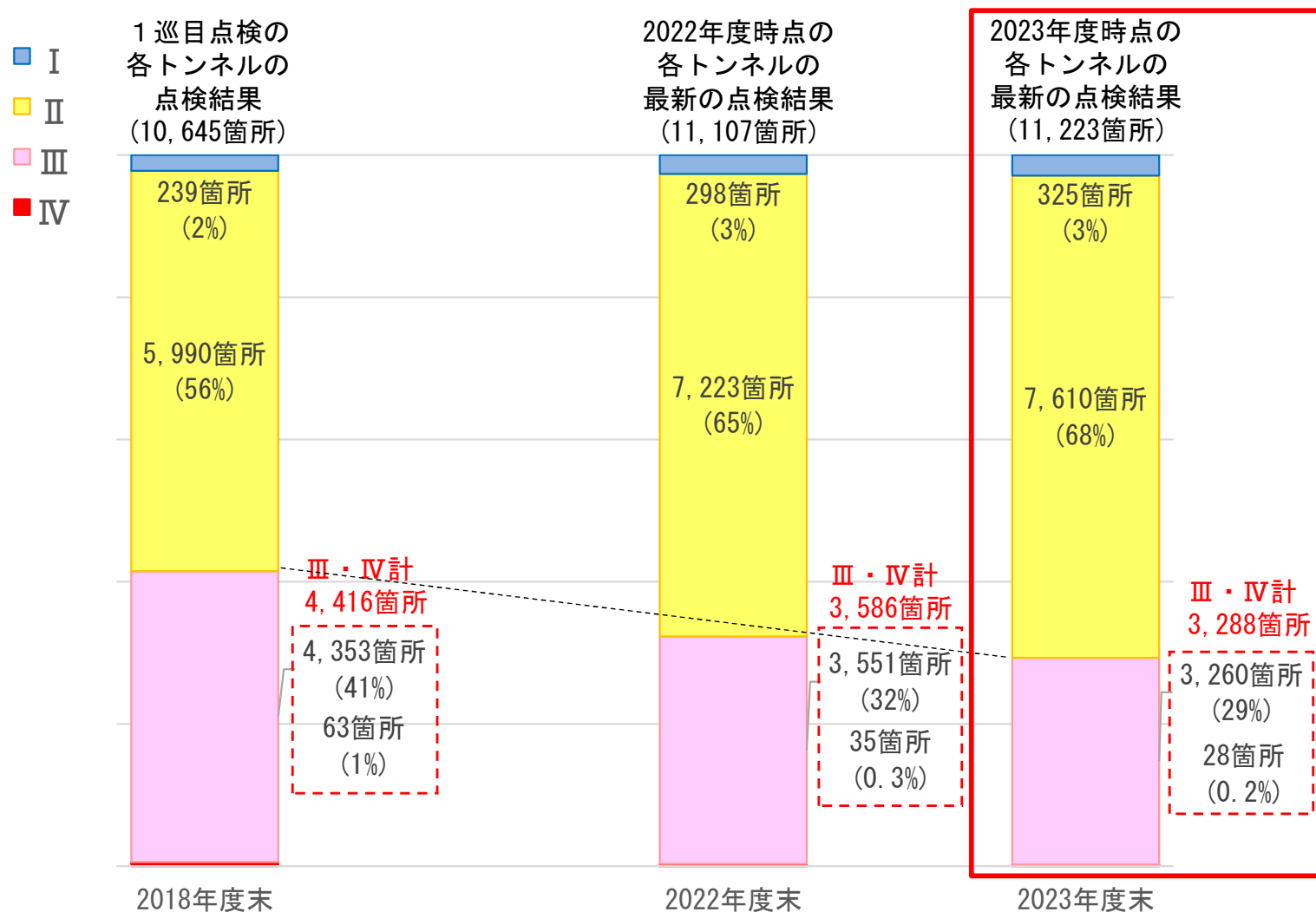


(参考) 建設後50年を経過した橋梁の割合

※この他、古い橋梁など記録が確認できない建設年度不明橋梁がある。

2023年度末時点でのトンネルの判定区分毎の施設数と割合

- 2023年度末時点での点検結果では判定区分の割合は、Ⅰ：3%、Ⅱ：68%、Ⅲ：29%、Ⅳ：0.2%であり、修繕等が必要な判定区分Ⅲ・Ⅳのトンネルは3,288箇所であった。
- 1巡目点検終了時点と比較すると建設後50年以上経過したトンネルは増加している一方で、年々判定区分Ⅲ・Ⅳのトンネルは着実に減少している。

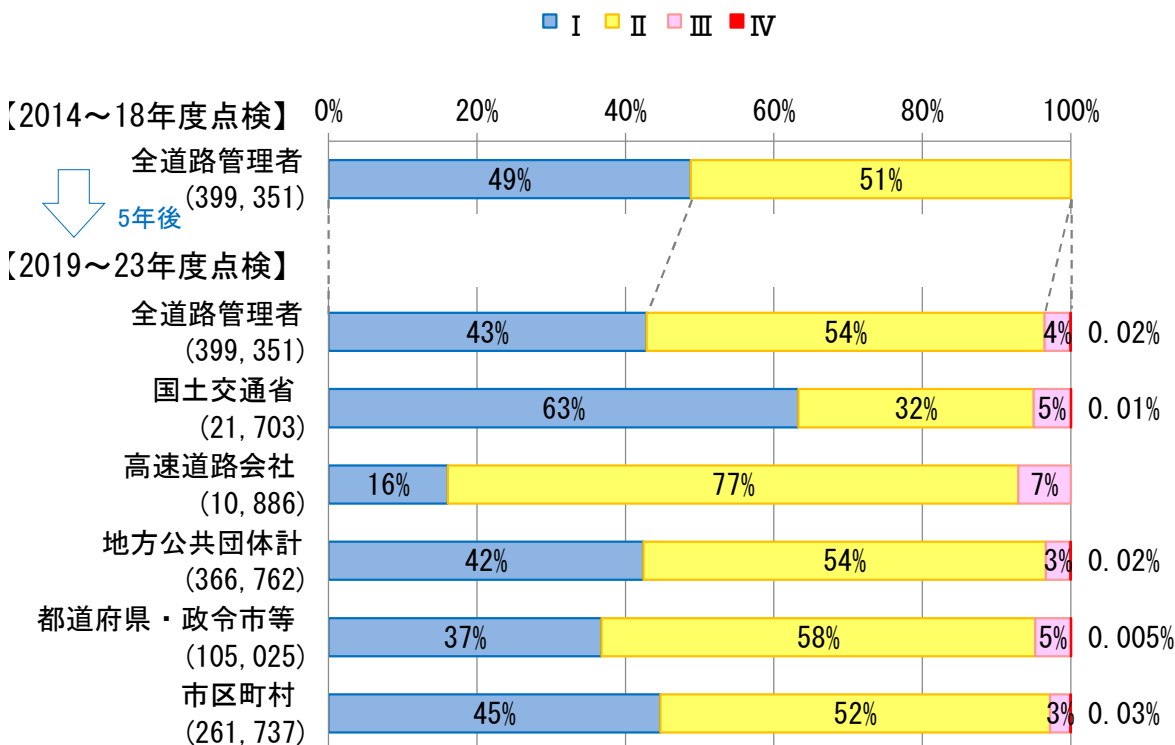


※この他、古いトンネルなど記録が確認できない建設年度不明トンネルがある。

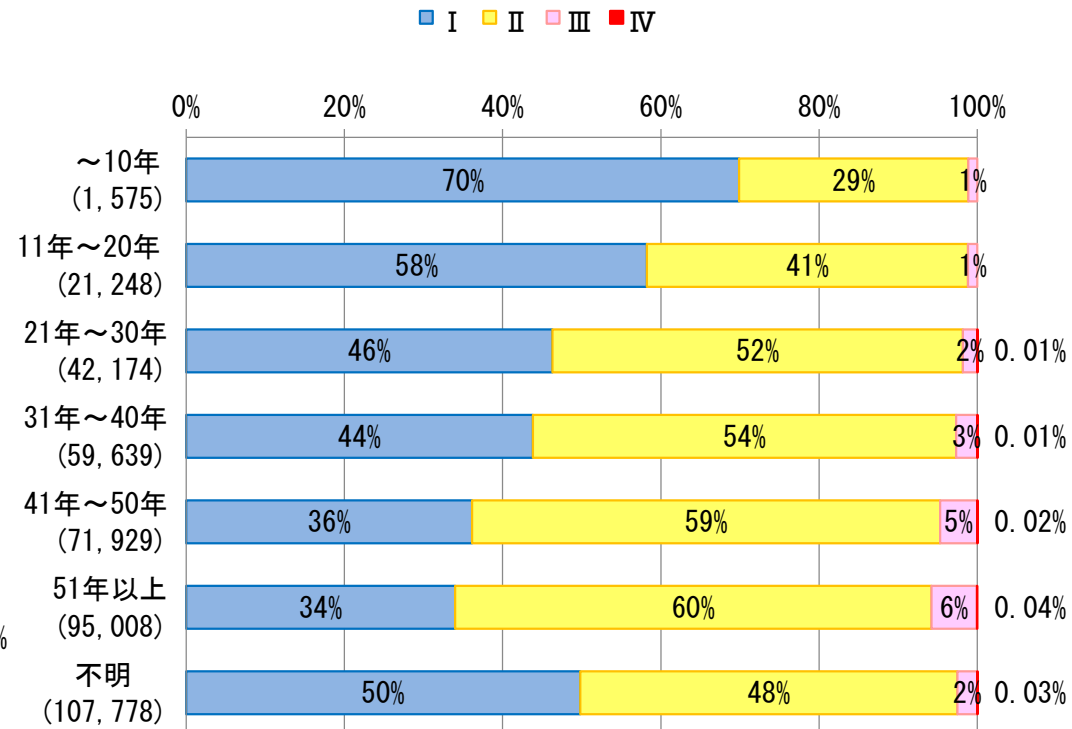
1巡目から2巡目点検における判定区分Ⅰ・Ⅱの遷移状況(橋梁)

- 1巡目の2014年度～2018年度点検で健全又は予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態(区分Ⅰ・Ⅱ)と判定された橋梁のうち、修繕等の措置を講じないまま、5年後の2019年度～2023年度点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態(区分Ⅲ・Ⅳ)へ遷移した橋梁の割合は全道路管理者合計で4%
- 建設後経過年数に比例して、判定区分Ⅰ・Ⅱから判定区分Ⅲ・Ⅳに遷移した割合が高くなっている。

道路管理者別の遷移状況



建設後経過年数別の遷移状況 (全道路管理者合計)



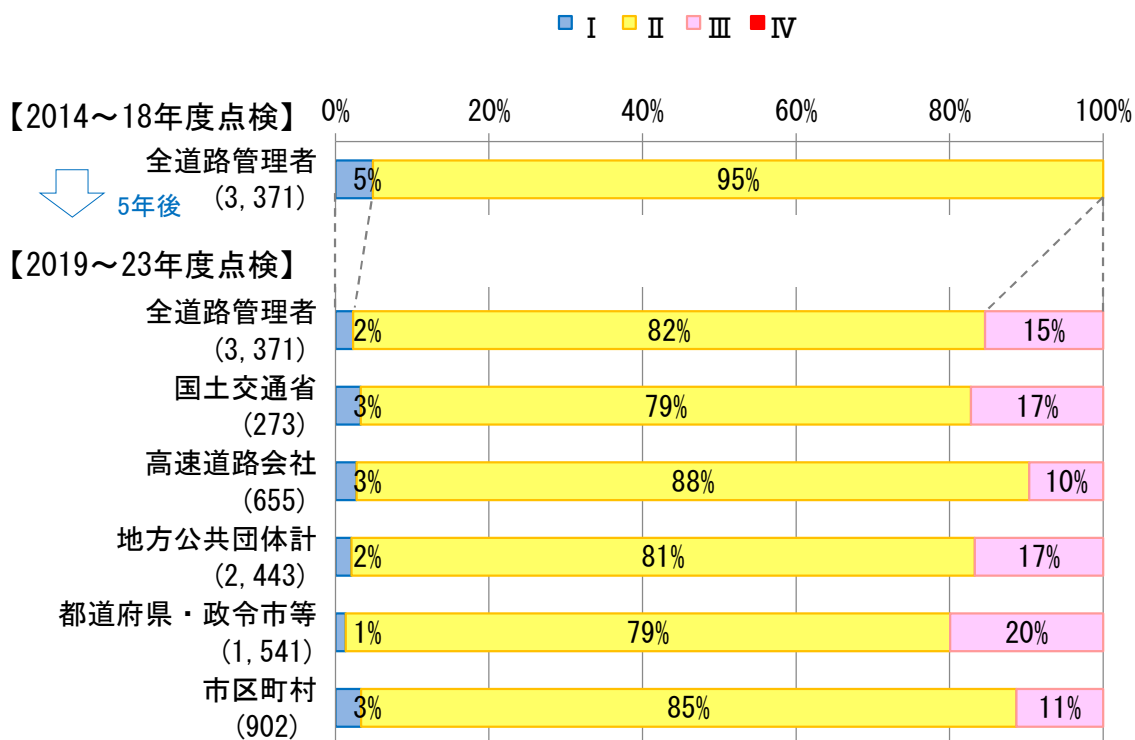
※()内は、1巡目点検(2014年度～2018年度)の結果が判定区分ⅠまたはⅡとなった橋梁のうち、修繕等の措置を講じないまま5年後の2019年度～2023年度に点検を実施した橋梁の合計

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

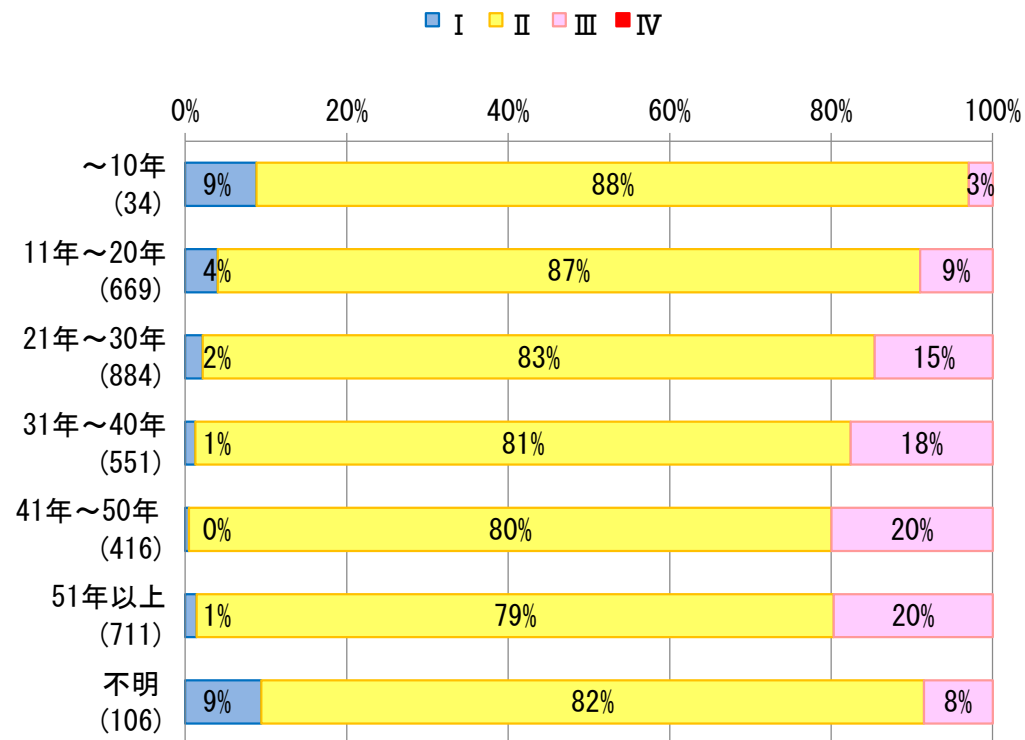
1巡目から2巡目点検における判定区分Ⅰ・Ⅱの遷移状況(トンネル)

- 1巡目の2014年度～2018年度点検で健全又は予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態(区分Ⅰ・Ⅱ)と判定されたトンネルのうち、修繕等の措置を講じないまま、5年後の2019年度～2023年度点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態(区分Ⅲ・Ⅳ)へ遷移したトンネルの割合は全道路管理者合計で15%
- 建設後経過年数に比例して、判定区分Ⅰ・Ⅱから判定区分Ⅲ・Ⅳに遷移した割合が高くなっている。

道路管理者別の遷移状況



建設後経過年数別の遷移状況 (全道路管理者合計)



※()内は、1巡目点検(2014年度～2018年度)の結果が判定区分ⅠまたはⅡとなったトンネルのうち、修繕等の措置を講じないまま5年後の2019年度～2023年度に点検を実施したトンネルの合計。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。